

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成21年4月23日

場 所 第4委員会室

平成21年4月23日（木曜日）

---

午前10時4分開会

---

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・県が発注する森林整備業務委託への競争入札の導入について
- ・公共事業における経済・雇用緊急対策について
- ・畜産試験場における精液ストローについて
- ・県営畑地帯総合整備事業 尾鈴北第1地区及び尾鈴北第2地区について
- ・公共事業における経済・雇用緊急対策について
- ・KHV（コイヘルペスウイルス）病の発生について

---

出席委員（9人）

委員	長	外山	衛
副委員	長	松村	悟郎
委員		緒嶋	雅晃
委員		外山	三博
委員		十屋	幸平
委員		鳥飼	謙二
委員		冨師	博規
委員		河野	哲也
委員		濱砂	守

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬	和明
環境森林部次長 （総括）	豊島	美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木	由典
部参事兼 環境森林課長	飯田	博美
計画指導監	水垂	信一
部参事兼 環境管理課長	堤	義則
環境対策推進課長	大坪	篤史
自然環境課長	河野	憲二
森林整備課長	徳永	三夫
山村・木材振興課長	森	房光
木材流通対策監	小林	重善
工事検査監	濱砂	金徳
林業技術センター 所長	楠原	謙一
木材利用技術 センター所長	有馬	孝禮

農政水産部

農政水産部長	伊藤	孝利
農政水産部次長 （総括）	緒方	哲
農政水産部次長 （農政担当）	原川	忠典
農政水産部次長 （水産担当）	関屋	朝裕
農政企画課長	上杉	和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田	誠
地域農業推進課長	山之内	稔
連携推進室長	山内	年
営農支援課長	土屋	秀二
農業改良対策監	井上	裕一
消費安全企画監	小川	雅行
農産園芸課長	郡司	行敏
畜産課長	山本	慎一郎
家畜防疫対策監	児玉	州男

部 参 事 兼 農 村 計 画 課 長	矢 方 道 雄
国 営 事 業 対 策 監	三 好 亨 二
農 村 整 備 課 長	西 重 好
工 事 検 査 監	溝 口 博 敏
水 産 政 策 課 長	鹿 田 敏 嗣
漁 業 調 整 監	成 原 淳 一
漁 港 漁 場 整 備 課 長	山 田 卓 郎
漁 港 整 備 対 策 監	坂 元 政 嗣
総 合 農 業 試 験 場 長	村 田 壽 夫
県 立 農 業 大 学 校 長	米 良 弥
畜 産 試 験 場 長	荒 武 正 則
水 産 試 験 場 長	那 須 司

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 成 延
政 策 調 査 課 主 査	坂 下 誠 一 郎

○外山衛委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 では、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 そのように決定いたします。

次に、委員会の運営方法についてでありますけれども、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けるこ

とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時5分休憩

午前10時7分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

皆さん、おはようございます。

先般の臨時議会におきまして、私ども9名が委員になったところでございます。

私は、このたび、委員長に選任されました日南市選出の外山衛でございます。よろしくお願

いします。農林水産業は当県の基幹産業であります、いろいろな課題を含んでいると思います。当委員会におきましては、委員並びに執行部の協力を得まして、少しでもこの業界の発展並びに充実に寄与できますように充実した活動をしていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、委員の紹介をいたします。

隣が、児湯郡選出の松村副委員長でございます。

向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

宮崎市選出の外山三博委員でございます。

日向市選出の十屋委員でございます。

向かって右側です。宮崎市選出の鳥飼委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の坂下主査でございます。

早速ですが、次に、部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

**○吉瀬環境森林部長** 環境森林部長の吉瀬でございます。よろしく申し上げます。

私ども環境森林部は、地球温暖化などの対策並びに環境の保全に関する分野と、水源涵養など多様な機能の発揮が期待されております森林・林業に関する分野を担当しております。

平成21年度につきましては、重点施策に掲げられております雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策など、環境及び森林・林業それぞれの分野で各般の施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料によりまして、部の概要等を御説明いたします。

まず、1ページをお開きください。平成21年度環境森林部幹部職員名簿でございます。職員の紹介をさせていただきます。

総括次長の豊島でございます。

技術担当次長の黒木でございます。

環境森林課の部参事兼課長の飯田でございます。

計画指導監の水垂でございます。

副参事兼総括補佐の林でございます。

技術補佐の佐藤でございます。

環境管理課の部参事兼課長の堤でございます。

総括補佐の井上でございます。

技術補佐の富永でございます。

環境対策推進課の課長の大坪でございます。

補佐の天辰でございます。

自然環境課、課長の河野でございます。

総括補佐の奥野でございます。

技術補佐の山下でございます。

森林整備課、課長の徳永でございます。

総括補佐の鎌田でございます。

技術補佐の児玉でございます。

山村・木材振興課、課長の森でございます。

木材流通対策監の小林でございます。

総括補佐の日高でございます。

技術補佐の福満でございます。

工事検査課、工事検査監の濱砂でございます。

林業技術センター所長の楠原でございます。

木材利用技術センター所長の有馬でございます。

最後に、議会を担当いたします、環境森林課企画調整担当主幹の川口でございます。

次に、委員会資料2ページをお開きください。平成21年度環境森林部執行体制をお示ししております。参考にいただければと思います。

次に、4ページをお開きください。環境森林部施策のポイントでございます。環境森林部では、身近な地域から地球規模までの環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などを踏まえまして、「新みやざき創造計画」の分野別施策にございます(1)から(3)に掲げる事項を基本的な方向として施策の展開に努めることといたしております。

まず、(1)の「自然と共生した環境にやさしい社会づくり」につきましては、①地球温暖化防止に貢献する社会づくり、②環境への負荷が少ない循環型社会づくり、③きれいな空気・きれいな水の確保、④豊かな自然環境の保全・創出、⑤環境保全のために行動する人づくり、の5項目を柱にしております。また、(2)の「安

全で安心な暮らしの確保」につきましては、災害に強い県土づくりを柱にしております。そして(3)「林業の振興」につきましては、①環境を守る多様な森林づくり、②新たな木の時代を築く林業・木材産業づくり、③森林と共生する活力ある山村づくり、④森林・林業・木材産業、山村を担う人づくり、の4項目を柱に取り組みでいくことといたしております。

次に、右側の5ページを見ていただきたいと思っております。平成21年度の環境森林部歳出予算についてでございます。この表は、環境森林部の一般会計、特別会計の平成21年度歳出予算を課別に集計したものでございます。表の一番下に網かけをしております合計の欄にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして230億8,051万3,000円でございます。平成20年6月現計予算と比較いたしますと95.0%となっております。

次に、6ページから7ページをお開きいただきたいと思っております。平成21年度の環境森林部の主な新規・重点事業を「新みやざき創造計画」の分野別施策に沿って整理したものでございます。参考にしていただければと思っております。

8ページ以降の主要新規・重点事業及び報告事項につきましては、それぞれ担当課長が御説明いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○堤環境管理課長** 環境管理課の平成21年度主要新規・重点事業について御説明いたします。

同じく、常任委員会資料の8ページをお開きください。新規事業、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業であります。

1の事業の目的であります。県内では年間約3億4,000万枚のレジ袋が使用されており、このレジ袋を製造、廃棄する際に排出される二酸化

炭素は約2万トンとなっております。このため、レジ袋の有料化により使用を抑制し、二酸化炭素の排出量を削減するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は156万1,000円であります。

具体的には、右側の9ページのイメージ図で説明いたします。まず、イメージ図の左のほうをごらんください。有料化までの流れであります。スーパーや消費者団体、県・市町村等で構成された協議会を4月に設立し、レジ袋有料化の開始時期や周知方法などを検討いたします。10月には有料化を決定し、協議会を構成する事業者以外の店舗にも参加を呼びかけます。その後、県民の方々への十分な周知期間の後、来年2月に有料化を実施する予定であります。

次に、イメージ図の右のほうをごらんください。事業の仕組みであります。レジ袋の有料化によりレジ袋辞退者が大幅に増加することが予想されます。スーパーでは、レジ袋の購入費用や容器包装リサイクル法における負担金が低減され、またレジ袋の販売による収益があります。これらの軽減されるスーパーのレジ袋購入費用等の一部を活用し、企業の森林づくり事業への参画を検討いたします。

イメージ図右下の事業効果にありますように、レジ袋の有料化によりレジ袋の使用量が大幅に減少し、レジ袋の製造、廃棄に伴う二酸化炭素排出量が減少いたします。また、スーパーが企業の森林づくり事業に参画することで、県内の森林が適切に管理整備され、二酸化炭素の吸収量が増加いたします。この事業により、二酸化炭素の削減、吸収の両面から地球温暖化対策が推進されるものと考えております。

次に、10ページをお開きください。新規事業、浄化槽適正管理実態調査事業であります。この

事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金に係る事業の一つであります。

1の事業の目的であります。浄化槽の適正な管理を推進するため、現地調査により設置状況を調査し浄化槽管理台帳を整備することにより、適正管理指導の基礎資料を作成するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は5,344万4,000円であります。

具体的には、右側の11ページのイメージ図で説明いたします。まず、イメージ図の上のほうの調査内容等をごらんください。調査員は、各保健所を拠点に浄化槽設置者を戸別訪問して、調査票に基づき浄化槽の設置状況の確認や管理状況等の聞き取りを行うとともに、啓発パンフレットを配布して適正管理の啓発を行うものであります。これらの調査結果は受託機関に集められ浄化槽管理台帳に入力することにより、浄化槽の適正管理指導の基礎資料とするものであります。

次に、新規雇用者の配置であります。イメージ図の中のほうをごらんください。調査員は、各保健所の調査対象浄化槽の数に応じて配置いたします。

事業効果であります。台帳を再整備することにより正確な設置状況が把握でき、浄化槽の適正な管理を推進することができます。また、戸別訪問による調査を実施するため、個々の浄化槽管理者と接する機会があり、適正管理の啓発をきめ細かに実施することができます。

環境管理課の説明は以上であります。

**○徳永森林整備課長** それでは、森林整備課の主要新規・重点事業について御説明いたします。

資料の12ページをお開きください。林業・建設産業連携による災害に強い山の道づくりモデ

ル事業であります。

1の事業の目的にありますように、近年の異常集中豪雨によりまして作業道が被災する事例が見られますことから、森林組合と建設産業が連携して災害に強い作業道を整備するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は6,370万円、事業期間は本年から23年度までの3カ年、事業主体は森林づくり協議会であります。

事業内容につきましては、右の13ページで御説明いたします。1及び2の現状と課題にありますように、災害に強い作業道を整備するためにはコンクリート構造物の設置が必要であります。コンクリート構造物の設置は国庫補助事業の対象外であり、また、実施主体であります森林組合はその施工技術を有していない状況にあります。

このため、3の対策の一番上の真ん中に四角で囲っている図にありますように、市町村、森林組合、建設産業で市町村森林づくり協議会を設立し、工法の検討、森林所有者との調整を行うとともに、その下の図と写真にありますように、災害のおそれのある箇所には擁壁等の構造物を本事業により設置し、災害に強い作業道を整備するものであります。その下の丸、事業量にありますように、本年度、中山間地域、特に山間地域を中心に考えておりますが、7市町村をモデル地区といたしまして、3カ年で約21キロメートルを整備していくこととしております。

次に、14ページをお開きください。県有林維持管理強化促進事業であります。

この事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして、1事業の目的の後段にありますように、県有林の公益的機能の維持増進を図るとともに、雇用機会並びに林業担い手の

確保・創出を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は2億4,960万円、事業期間は本年4月から9月までの6カ月としておまして、外部委託により実施することとしております。

事業内容であります。①の海岸県有松林整備につきましては、本年3月まで経済・雇用緊急対策として実施してまいりましたが、引き続き、一ツ葉海岸松林等で約220ヘクタールの除伐、松葉かきを実施するものであります。昨年までは宮崎市と新富町で実施しておりましたが、本年度は日向市と串間市も追加で実施することとしておしております。次に②の県有林管理道機能回復であります。宮崎市、綾町等にまたがります諸県有林の管理道の整備を行うものであります。

この事業の実施によりまして、雇用創出人員は、(5)にありますように延べ約1万5,000人・日、そのうち新規雇用者は延べ約1万2,000人・日で、実雇用者は6カ月で約200名を予定しております。

右側の15ページにその状況、体系図を示しておりますので、よろしくお願ひします。

森林整備課からは以上であります。

**○森山村・木材振興課長** それでは、山村・木材振興課関係の主要新規・重点事業につきまして御説明いたします。

委員会資料の16ページをお願いいたします。初めに、新規事業、森林の仕事担い手新規参入等支援事業でございます。

この事業は、1の事業の目的にありますように、林業就業者の減少、高齢化に対応いたしまして、新たな担い手の確保・育成を図るため、若年層や異業種からの就業希望者を対象に就業相談会などを開催するとともに、新規就業者の

定着促進を支援するものでございます。予算額は1,980万円であります。

事業内容は、(4)にありますように、①の森林の仕事新規就業促進事業では、就業希望者を対象に森林の仕事就業相談会の開催や、間伐等の現場や製材工場など川上から川下までの森林の仕事を経験する研修を実施いたします。また、②の森林の仕事就業定着促進事業では、国が実施しております緑の雇用担い手対策事業による1年間の基本研修修了者を引き続き雇用した認定林業事業体に対しまして、右ページの下のほう、点線の枠で囲っておりますように、継続雇用1人につき、1年目に月額3万円、2年目は2万円、3年目は1万円を交付し、就業者の定着促進を図ることとしております。

この事業によりまして、下の3の事業効果に掲げてありますように、林業就業者の定着や世代交代が進むことにより、林業における雇用が促進されるものと考えております。

次に、資料の18ページをお開きください。新規事業、木質バイオマス利活用システム構築事業でございます。

県内には年間91万トンの木質バイオマス資源が発生し、このうちの約6割が林地残材等と推計されております。この有効活用が課題となっております。このため、1の事業の目的にありますように、木質バイオマス資源の把握などを内容とする普及指針を作成するとともに、林地残材の効率的な収集・運搬方法の確立などに向けたモデル的な取り組みを支援するものでございます。予算額は653万円でございます。

事業内容は、右の19ページの(1)木質バイオマス活用普及事業でございますが、木質バイオマスの発生及び利用の現状と予測、あるいは施設導入の留意点などを内容とする指針を策定

し、その普及を図るものでございます。

また、(2)の林地残材収集・運搬システム実証モデル事業では、①にありますように、森林組合、森林所有者、ペレット製造業者などで構成します林地残材の利用を促進するための協議会を開催し、林地残材の利用促進に向けた検討を行うとともに、②にありますように、地域での収集・運搬システムの実証的な取り組みを支援するものでございます。

このような取り組みによりまして、下の2の事業効果にありますように、林地残材の有効活用による山村地域の活性化が図られるものと考えております。

次に、20ページをお開きください。新規事業、森林境界明確化促進支援事業でございます。

この事業は、1の事業の目的にありますように、山村地域におきましては森林所有者の高齢化などにより森林の境界が不明確になっており、適正な森林施業を進める上で大きな障害となっております。このため、市町村、森林所有者などで構成する地域協議会を開催し、この協議会が行う森林境界の明確化活動を支援するものでございます。予算額は2,898万円であります。

事業内容は、(4)にありますように、森林所有者等を対象とした座談会の開催や現地での検討、人工衛星を利用したGPS測量などを実施することとしております。

本事業の実施によりまして、右ページの3の事業効果にありますように、境界の明確化が促進されることによりまして長期施業受託が促進されるなど、間伐などの適正な森林の整備が図られるものと考えております。

山村・木材振興課関係は以上でございます。

**○大坪環境対策推進課長** それでは、エコクリンプラザみやざき問題につきまして御説明いた

します。

委員会資料の22ページをごらんください。最近の状況につきまして4点に分けて整理をいたしております。まず、①の浸出水調整池の補強工事についてであります。アの入札のところにありますように、公社では2月3日に入札を行った結果、不動テトラ、西條組、五幸建設で構成します特定建設工事共同企業体と契約を締結し、来年の5月末の完成を目指して工事が始まっているところでございます。

次に、イの地元対策協議会との協定締結ですが、公社では、工事に伴いまして公害防止協定を3つの地元対策協議会と締結し、県、宮崎市、国富町も立会人として参加したところでございます。このほか、施工監理業務につきましてもオリエンタルコンサルタンツと契約をし、現場に専任職員が常駐して施工監理を行っております。さらに県では、工事の円滑な実施を支援するために、技術支援会議を2月16日に設置したところでございまして、公社の技術陣からの相談に対応するなどの支援をしまっていることといたしております。

次に、②の費用負担の協議についてであります。まず、ア関係11市町村長会議の開催ですが、補強工事の費用負担に関する会議を行いまして、次の点について担当課長レベルで具体的に協議をしていくことになりました。1点目が、負担割合については、裁判等の結果を踏まえ、責任の所在の明確化を図り、それに基づき決定する。ただし、耐震工事等新たに付加した分については別途整理する。2点目、工事に支障が出ないよう、工事費については責任の問題と切り離して、緊急避難的に県と市町村で折半して立てかえ、公社に貸し付ける。3点目、その他今後発生する補修工事等に備えるため、施設の操業に

伴って発生している「売電及び有価物販売の収入」を公社に留保するようにするということでございます。

それからイの担当課長会議ですが、3月に2回ほど開催いたしました。そこで現在、1点目の工事費を公社に貸し付けることにつきましては、全市町村とも同意をいたしておりますが、県と市町村で折半して立てかえることにつきましては、西都市など9市町村が同意しているものの、宮崎市と清武町の理解が得られていない状況でございます。また、売電等収入の公社留保につきましては、西都市など7市町村が同意しておりますが、この件についてもまだ合意形成には至っておりませんので、今後、引き続き協議を続けまして、成案がまとまれば確認書を締結することといたしております。

次に、右側の23ページをごらんください。③の公社組織の改革についてでございます。まず、アの外部調査委員会の提言ですが、外部調査委員会の調査報告書におきまして、「今後の公社のあり方」について次のような提言がなされております。1点目が、責任の所在が明確で、効率的な組織体制の確立を図ること。2点目が、安定的な経営が可能な財務体質の強化を図ること。3点目が、開かれた公社、信頼される公社としての再生を図ること、であります。

それから、イの公社理事会の開催ですが、公社の理事会につきましては、従来からその形骸化が指摘されたところでありまして、今年度から県と事業参画の11市町村で理事を構成することに改めまして、先週17日に開催された臨時理事会で田中理事長が再任されたところでございます。また、評議員会につきましても、今年度から構成を変更いたしまして、3つの地元対策協議会の代表にも入っていただいております。

それからウの事務局体制ですが、事務局につきましては、今年度、補強工事に対応するために建設課を設置して、課長には県の職員を派遣したところでございます。この結果、県からの派遣職員は5名になったほか、宮崎市からの派遣などを含めて合計22名体制で今年度の事務を行うことになっております。なお、今年度は、公社の抜本的な組織体制につきましても関係市町村を交えて検討することといたしております。

次に、④の法的解決に向けた取り組みでございます。まず、アの公社の対応ですが、去る2月17日に開催された臨時理事会での決定に基づき、3月16日に警察へ告訴状が提出され、翌17日に受理されております。さらに、専門家と協議した上で、業者に対する損害賠償請求も行う予定であります。なお、この件に関連しまして、先週、一部の新聞で、当時の公社職員が業者に対して、「今後の負担を求めない」とする文書を交付していたとの報道がありましたが、このことは実は外部調査委員会でも把握してしまして、既に1月の報告書にもしっかりとその旨が記載されているところでございます。何も最近わかったことではありませんので、公社では当然ながらこういったことも踏まえて損害賠償請求の検討がなされている段階でございます。

次に、イの県の対応ですが、県としても2月16日に刑事告発を行う意思があることを表明しましたが、当事者である公社の告訴が受理されたので、当面県のほうは留保しまして、捜査の動向を注視することといたしております。それから、当時在籍していた県職員の処分につきましては、現在、公社での調査を行っているところでありまして、その結果も踏まえて検討することといたしております。さらに、廃棄物処理法に基づく県の責任に関しましても、具体的



してさまざまな対策を講じてきたところであり  
ますが、依然として厳しい状況にありますこと  
から、3月24日の経済・雇用緊急対策本部会議  
におきまして新たな対策を4月から実施するこ  
ととしたところであります。内容につきましては  
、議会のほうの説明はしておるんですが、改  
めて御説明したいと思います。

まず、実施内容の1建設工事における最低制  
限価格の見直しにつきましては、建設業の健全  
な発展や工事の品質確保を図るため、最低制限  
価格を予定価格のおおむね85～90%に引き上げ  
るとともに、最低制限価格付近への応札の集中、  
くじの多発といった入札状況を緩和することを  
目的に、ランダム加算値を用いた最低制限価格  
といたします。

また、2の建設関連業務の最低制限価格につ  
きましてもおおむね75～85%に引き上げると  
ともに、ランダム加算値を用いた最低制限価格と  
いたします。

次に、3であります、技術力や地域貢献度  
の高い企業が受注しやすい環境を整備するため、  
総合評価落札方式の拡充を図ります。具体的  
には、本年度における公共三部の目標件数につ  
いて、昨年度は250件でありましたが、それを上回  
る680件に設定するとともに、地域企業育成型  
総合評価落札方式の対象となる工事の価格を引  
き上げることといたしました。

次に、右側の27ページの4であります、建  
設関連業務のうち、最低制限価格付近での入札  
やくじの発生が特に多い測量業務について、地  
域要件の見直しを行うことといたしました。見  
直しの内容につきましては、裏面、28ページに  
添付しておりますが、環境森林部におきまして  
は用地買収等をしないことから測量のみの業務  
がありませんので、詳細につきましては後ほど

農政水産部が説明いたします。

次に、5の執行段階での取り組みの継続であ  
りますが、既に実施しております(1)から(4)  
につきましては、今後とも引き続き取り組むこ  
とといたしております。

そのほか、6にありますように、切れ目のな  
い連続的な公共事業の発注に努めるとともに、  
建設工事資金融資制度の活用や提出書類の簡素  
化を図ってまいりたいと考えております。

IIの実施期間であります、上記の1から5  
につきましては本年4月から平成22年3月ま  
での1年間といたしまして、その後の対応につ  
きましては、経済や雇用の状況を見きわめなが  
ら判断してまいりたいと考えております。

報告事項は以上であります。

○外山衛委員長 執行部の説明が終わりました  
が、質疑がございましたらお願いいたします。

○鳥飼委員 出先も含めた機構改革が行われて  
いると思うんですけども、そこをちょっと御  
説明いただけませんか。

○飯田環境森林課長 機構改革ということで質  
問がございましたけれども、現在のところ、環  
境森林部のほうではそれについて検討してい  
るという段階でございます、具体的方針等につ  
いては、今後検討していくという段階ござい  
ます。

○鳥飼委員 3ページに保健所とか書いてあり  
ますけれども、環境森林部は関係ないという  
ことですね。

○飯田環境森林課長 機構改革というのが執行  
体制のことであれば、今回改正いたしましたの  
は、そこに書いてありますとおり、環境対策推  
進課に、従前は土木のほうから技術の専任の課  
長がお見えになっていましたけれども、それが  
兼務になっております。それと中央保健所関係

につきましては、基本的には福祉サイドのほうで機構改革ということになりますので、環境森林部としてはタッチしていないということでございます。

○鳥飼委員 衛生環境研究所は福祉サイドになるんですね。

○飯田環境森林課長 衛生環境研究所は福祉サイドのほうになります。

○鳥飼委員 いろいろ聞きたいんですけども、きょうは初回ですからちょっとにします。

エコクリーンの問題でお尋ねします。工事費の捻出のところで、県と市町村の案分と標準財政規模による案分というのがありました。そこで意見が対立していると思いますので、御説明をお願いします。

○大坪環境対策推進課長 県と市町村で折半しましょうということは、県が全体工事費の50%、そして11市町村で50%を当面立てかえましょうということでございます。それから標準財政規模割というのは宮崎市が主張している方式ですが、それでまいりますと県が72%ぐらい、宮崎市は18%ぐらいになります。先ほど申しましたように、9市町村は50%、50%で了解されていますので、何とかこの方向で11市町村が合意するように、現在協議をしているところでございます。

○鳥飼委員 工事費の損害賠償は可能かどうか事前に指摘していますという御説明がありました。専門家と協議をして決めるということですが、その協議の状況について御説明をお願いします。

○大坪環境対策推進課長 業者への損害賠償請求につきましては、公社の理事会で、当時の設計、施工監理を行いました日本技術開発株式会社、それから地盤の造成工事等を行いました三

井住友JV、この2事業体に対して損害賠償請求をすることが決定されております。その方向に沿いまして、弁護士と公社のほうで、どういうふうな訴え方をするか内容が検討されている段階でございます。それを踏まえて、いずれ請求という段階になってまいります。現在の弁護士との詳細な協議の状況はまだ承知しておりませんので、そこは御了解いただきたいと存じます。

○鳥飼委員 そうしますと、弁護士との協議の中では損害賠償をやると。その損害賠償請求の方法、中身について詰めているということで理解していいのでしょうか。

○大坪環境対策推進課長 当然ながら、理事会で告訴することが決定しておりますので、その方向で弁護士と協議がされているということでございます。

○鳥飼委員 最後にしますが、業務委託について御説明がありました。一般の公共事業のほうもありましたけれども、最低制限価格の設定はどういうふうになっているのか御説明いただきたいと思います。

○徳永森林整備課長 建設工事関連に関する業務委託、それとも森林整備に係るときの最低制限価格ということですか。

○鳥飼委員 24ページの森林整備業務委託、新たにというもの。

○徳永森林整備課長 導入時期を10月1日ということで、関係団体等の意見もございまして、最低制限価格の要望と地域要件をどうするかという要望等を今取りまとめておりますので、その意見を十分聞きながら、最低制限価格を設定するのいかないのか、設定するとすればどのぐらいにするのか。地域要件をどうするのかも含めて9月までには結論を出したい。もう少し関

係団体の意見を取りまとめた上で決定したいと思っておりますので、決定し次第また委員会に御報告したいと思っております。

**○鳥飼委員** なぜこんなことをお聞きするかといいますと、かなり人件費に係る部分が多いと思うんです。去年の事例ですけれども、県庁の警備業務、清掃業務について、一般競争で委託をやって何千万か浮いたとして、知事は評価をしておったようですが、これ違いますよと。結局、そこで働いている人の賃金を減らして競争するというのであれば、県、公の団体としては不適當ではないかということ指摘して、最低制限価格を入れてもらった経緯がございます。今回の場合は指名競争入札ということですから、そういう競争は起こらないのかなという感じもするんですけれども、人件費を削って競争していくということであれば、働く人の収入を極端に低くしていくことにつながりますので、ぜひその辺は御考慮いただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

**○徳永森林整備課長** 確かに森林整備事業につきましてもほとんどが人件費でございます。最低制限価格というのは、その業務をやるのに最小限必要な価格でございますので、人件費を削ってという話にはならないんだろうというふうには理解をしているところです。

**○十屋委員** 5ページの予算のことで概略お話しいただきたいんですが、環境対策推進課と山村・木材振興課が82.1%と87.7%となっているんですが、特別な何か事情があるのか。その1点だけ御説明ください。

**○森山村・木材振興課長** 山村・木材振興課におきましては新生産システム推進事業というのをやっております、大型の製材工場を都城地区において整備しておりました。その予算が今

年度はなくなったということもございまして、若干減少しているということでございます。

**○大坪環境対策推進課長** 全体的に若干減っておりますが、特に大きなものとしては、一般廃棄物処理施設の整備、維持管理指導等で減額になっているようでございます。

**○緒嶋委員** 私は、エコクリーンプラザのことについてはまだ十分承知していないんですけれども、公社組織の改革のところで、「責任の所在が明確で、効率的な組織体制の確立を図る」、これは具体的に言うとうどういうことになるんですか。

**○大坪環境対策推進課長** 外部調査委員会で今回の問題に至った原因や責任の所在等を随分調査されたんですが、その中で、一つは、公社の組織が県からの派遣職員、宮崎市からの派遣職員で構成されていたという点があります。そして主に総務部門が県、技術部門が市という構図になっていまして、どうも横の連携がうまくいっていなかったのではないかと問題が指摘されました。それから、あそこの場合は一般廃棄物と産業廃棄物の処理を一体的にやっていますが、法律上は一般廃棄物の処理は市町村の責務でございます。したがって、エコクリーンプラザの業務の実態に即してきちんと責任が明確になるような組織体制にすべきじゃないか、でない責任を持った対応ができないんじゃないかという指摘がありましたので、そこを踏まえて、今後、公社組織をどうすべきか検討してまいりたいと考えております。

**○緒嶋委員** 特に、これは比率から言えば一般廃棄物が多いわけですね、85～95%。そのことを構成市町村が自覚してもらわないと、私たちから見ると、できるだけ県に責任を転嫁したいというような印象を受けるわけです。だから、

もうちょっと明確にしてほしい。これは全県下から見れば宮崎県央だけの問題です。こういう問題は県南、県北にはないわけです、産業廃棄物と兼ねたようなものは。そこ辺を構成市町村に自覚させて、一般廃棄物については市町村が責任を持つんだという姿勢を県は明確にして進めていかなければ、県に責任転嫁すれば負担の軽減になるというような甘えがあるんじゃないかという気がしてならんとです。県は毅然としたものを持って対応しなければ、全体の県民の理解は得られないと思っておりますので、組織体制の将来像については、県は指導を十分やっていただいて、県民が納得するものにしていただきたいということを特に要望しておきます。

○**濱砂委員** 14ページの県有林ですが、県有林は何ヘクタールぐらいあるんですか。県央、県北、県南に分けてどのぐらいあるのか教えてくださいいただけますか。

○**徳永森林整備課長** 県有林全体は6,800ヘクタールございます。県北、県央というのはないんですが、そのうち松林（ほとんど海岸林）が全体で317ヘクタールで、宮崎市が275ヘクタール、新富町が18ヘクタール、日向市が14ヘクタール、串間市が10ヘクタールでありまして、今回、この松林についてこの事業ですべて整備したいと考えております。

○**濱砂委員** 後からで結構ですから、資料で県有林の所在地と面積を示してください。委員長のほうにお願いいたします。

それから24ページの森林整備業務委託、事業自体は小さいものが多いと思うんですが、昨年度、100万円以下の件数はどのくらいか。100万円以上250万円未満それぞれ出してありますから、20年度の174件の配分について教えていただけますか。

○**徳永森林整備課長** 資料については、後ほど提出いたします。

○**外山衛委員長** その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**外山衛委員長** それでは、以上をもちまして環境森林部を終わります。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時2分再開

○**外山衛委員長** 委員会を再開いたします。

皆さん、おはようございます。

私、このたび、委員長に選任いただきました日南市選出の外山衛でございます。

農林水産業は本県の基幹産業でございますけれども、いろんな課題を含んでおると思います。1年間、当委員並びに執行部しっかり一致協力をして業界の発展に寄与できるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、委員の紹介をいたします。

まず、私のお隣が児湯郡選出の松村副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、西臼杵郡選出の緒嶋委員でございます。

宮崎市選出の外山三博委員でございます。

日向市選出の十屋委員でございます。

向かって右側です。宮崎市選出の鳥飼委員でございます。

児湯郡選出の図師委員でございます。

延岡市選出の河野委員でございます。

西都市・西米良村選出の濱砂委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の本田主査でございます。

副書記の坂下主査でございます。

次に、部長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○伊藤農政水産部長 農政水産部長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

農水産業を取り巻く状況、大変厳しい状況でございますけれども、我々農政水産部一丸となりまして全力を挙げて取り組んでまいりたいと思っております。委員長を初め委員の皆様方には、御指導、御鞭撻を賜りますようによろしくお願いいたします。

まずは、説明に入ります前に、私のほうから一言おわびを述べさせていただきます。今般の畜産試験場におきます精液ストロー紛失の件についてでございます。県の保管管理の一部不行き届きもございまして、県議会の皆様方を初め、畜産関係者の方々、そして県民の皆様方に大変な御心配と御迷惑をおかけしたところでございます。この場をおかりして心からおわびを申し上げます。

既に再発防止のために危機管理体制の見直しなどを行っておりますけれども、職員一同、改めて危機管理意識をしっかりと持ちながら業務に専念していく所存でございます。

詳細につきましては、後ほど畜産課長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、お手元の委員会資料を1枚お開きいただきまして、右側の目次をごらんいただきたいと存じます。本日は、私のほうから、農政水産部幹部職員名簿以下8つの項目につきまして御説明させていただきます。

それでは、早速ですけれども、21年度の農政水産部幹部職員を紹介させていただきます。資料の1ページをごらんいただきたいと思います。なお、申しわけございませんが、時間の都合で、課長補佐につきましては省略させていただきますので、御了解賜りたいと思っております。

総括次長の緒方哲でございます。

農政担当次長の原川忠典でございます。

水産担当次長の関屋朝裕でございます。

農政企画課長の上杉和貴でございます。

ブランド・流通対策室長の加勇田誠でございます。

地域農業推進課長の山之内稔でございます。

連携推進室長の山内年でございます。

営農支援課長の土屋秀二でございます。

農産園芸課長の郡司行敏でございます。

畜産課長の山本慎一郎でございます。

部参事兼農村計画課長の矢方道雄でございます。

農村整備課長の西重好でございます。

水産政策課長の鹿田敏嗣でございます。

漁港漁場整備課長の山田卓郎でございます。

農業改良対策監の井上裕一でございます。

消費安全企画監の小川雅行でございます。

家畜防疫対策監の児玉州男でございます。

国営事業対策監の三好亨二でございます。

工事検査監の溝口博敏でございます。

漁業調整監の成原淳一でございます。

漁港整備対策監の坂元政嗣でございます。

総合農業試験場長の村田壽夫でございます。

県立農業大学校長の米良弥でございます。

畜産試験場長の荒武正則でございます。

水産試験場長的那須司でございます。

以上で紹介のほうを終わらせていただきます。続きまして、資料の4ページをお開きいた

きたいと思います。農政水産部の執行体制図を掲げてございます。本年度新たに、農政企画課に「ブランド・流通対策室」を、地域農業推進課に「連携推進室」を設置するとともに、また各農林振興局に、四角で囲んでございますけれども、「地域農政企画課」を設置しまして、畑かんの推進など多様な課題に対応していくこととしたところでございます。

次に、資料5ページから6ページにかけて農政水産部各課の分掌事務を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、資料7ページでございます。大項目Ⅳの「平成21年度農政水産部予算編成の基本的な考え方」についてでございます。

まず、農水産業・農漁村を取り巻く情勢及び課題等につきましては1及び2で整理しておりますけれども、農政水産部におきましては、3の予算編成の基本方針にございますように、この「向かい風」と「追い風」を的確にとらえながら、高コストに耐え得る収益性の高い生産構造への転換を図るため、本県の持っております環境・人・技術・農地をフルに活用しながら、原点に立ち返り、農水産業者の「所得の向上」と「生産の拡大」を図ることを目標として各般の施策に取り組むことといたしております。

具体的には、右側の8ページのフロー図の中段に4つ示してございますけれども、1つ目は、所得向上に繋がる生産・流通販売システムの構築であります。農水産業の収益性の向上を図るために、安全・安心なみやざきブランド対策の強化はもとより、流通・販売等の改革や農商工連携を一層強化していくとともに、農業法人等の経営力強化や他産業参入を促進してまいります。

2つ目といたしまして、地球温暖化への対応

と自然エネルギーの有効活用であります。環境負荷軽減を図るために、ハウス暖房等におきまず脱石油型エネルギーへの転換や省エネ・低コスト化、本県に大量にあります木質・畜ふんなどの多様なバイオマス資源の有効活用を促進してまいります。

3つ目といたしまして、輸入資源依存度の低減と食料供給力の強化といたしまして、現在、農業産出額で全国第6位の食料供給力をさらに強化するとともに、食料自給率向上に貢献するために、飼料用米や米粉の生産拡大、水田裏等をフルに活用した農産物の生産拡大、食品残渣等のエコフィードの利用促進等を進めてまいります。

最後に4つ目といたしまして、農水産業・農漁村の基盤を支える人材・土地等の有効活用であります。他産業からの農水産業参入を含めまして多様な人材の活用を促進するとともに、食育・地産地消の推進による応援団の確保などの農漁村を支える総合的な人づくり、優良農地の利用集積と耕地利用率の向上を進めてまいります。

なお、これらに関連します21年度の主な新規事業を、ただいま申し上げた4つの柱ごとに下段のほうに整理しているところでございます。

以上が農政水産部の予算編成の基本的な考え方でございます。

1枚めくっていただきまして、9ページをごらんいただきたいと思います。「平成21年度農政水産部歳出予算の課別概要」についてでございます。

農政水産部の平成21年度当初予算（4月補正後）は、一般会計が406億413万1,000円、対前年当初比95.7%、特別会計が5億8,065万9,000円、対前年当初比106.4%、農政水産部合計で411

億8,479万円、対前年当初比95.8%となっております。課別につきましては下段の表をごらんいただきたいと存じます。

予算の執行に当たりましては、事業に早期に取り組み十分な進行管理を行いますとともに、効率的、重点的な事業の推進を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、資料の10ページから21年度新規・重点事業等の体系を整理しております。後ほど関係課長から、網かけをしております主要な事業の概要につきまして御説明させていただきます。

なお、29ページ以降に、本日の報告事項といたしまして、「畜産試験場における精液ストローについて」外3件につきまして、後ほど関係課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは以上でございます。

**○上杉農政企画課長** 続きまして、平成21年度主な新規・重点事業につきまして御説明いたします。

お手元の委員会資料の13ページをお開きください。まず、農政企画課より、環境と健康に寄与するみやざきブランド新戦略構築事業について御説明いたします。

近年、知事のトップセールス等の効果により「みやざきブランド」の認知度は全国的に高まってきており、その効果を農産物の有利販売にいかにつなげるかが今後の大きな課題となっております。そのため、右側の14ページの図にありますように、これまでの取り組みの「安全・安心」をベースに、最近の情勢の変化を踏まえ、さらなる対策として、「健康」「環境」をキーワードに新たな販売対策の構築に取り組むこととしております。具体的には、図の下半分にあります

す「今後の対策」で御説明いたします。

まず、1の機能性分析を活かした販売戦略の構築につきましては、これまでビタミンCなど本県農産物に含まれる機能性成分の分析調査を行ってまいりましたので、これを生かし、その表示方法の検討やモデル販売の実施、さらには機能性成分含量確保のための栽培法を検討することとしております。

次に、右側の2の環境貢献をキーワードにした販売戦略の構築については、農業用廃プラスチックの再利用や太陽熱消毒等、これまで生産現場において取り組んできた環境対策を積極的に消費者へアピールするモデル販売を実施するとともに、近年関心が高まっているカーボンフットプリントの導入を新たに検討することとしております。

これらの健康、環境販売対策を活用することで本県農産物の付加価値が高まり、みやざきブランドの定番・定着化が図られるとともに、契約取引等の推進により農家経営の安定向上を図ってまいりたいと考えております。

農政企画課からの説明は以上で終わります。よろしくお願ひいたします。

**○山之内地域農業推進課長** 地域農業推進課でございます。

資料の15ページをごらんください。みやざき優良農地面的集積推進事業でございます。

1の事業の目的でございますが、優良農地の面的な集積による規模拡大を推進するため、担い手への面的な集積を推進する組織を全市町村に整備いたしまして、農地の利用集積や保全活動を支援するものでございます。

2の事業の概要でございますが、(1)のとおり予算額は5,425万円でございます。

(4)の事業内容でございます。まず、①の

面的集積推進組織整備事業では、農業委員会とJA等農地保有合理化法人が一体的に機能する面的集積組織に対しまして、県のプロジェクトチームや指導員による活動支援を行います。②の面的集積基金事業では、新たに基金を造成し、この基金から地域の面的集積組織が面的集積や保全管理を行った場合に交付金を交付いたします。③の基盤整備活用事業では、担い手への農地の面的な集積を効果的に進めるため、畑地かんがい整備地区等を重点地区とし、土地改良区等の活動を支援いたします。

次に、17ページをお開きください。みやざき発・業務用農産物生産拡大事業でございます。

まず、1の事業の目的でございますが、食品加工企業等がJAや農業法人との提携や農業参入を進めていることを受けまして、多様な農商工連携の案件を具体化する体制を整備するとともに、業務・加工需要に対応できる農作業受託組織を育成するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は、(1)のとおり5,126万1,000円でございます。

(4)の事業内容でございます。①の産地育成推進事業では、戦略品目検討委員会を設置いたしまして、業務・加工需要に対応した戦略品目の選定等によりモデル生産集団を育成いたします。②の農業活性化ワンストップ窓口整備事業によりまして、農商工連携の窓口を農業振興公社に設置するとともに、同公社と県農業会議のワンフロア化を進めます。③の生産組織育成支援事業につきましては、アからウまでの各種の取り組みによりまして、業務や加工需要に対応できる農作業受託組織を育成します。④の契約販売促進事業では、食品加工企業等との契約取引を拡大するため、農業団体と農業生産法人との連携強化を進め、商談会の開催や商品開発、

量販店での販売強化等を支援いたします。

地域農業推進課からは以上でございます。

○土屋営農支援課長 営農支援課でございます。

19ページ、20ページをお開きください。目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦についてであります。

20ページのフロー図で説明いたします。燃油・肥料価格の高騰などの影響によりまして農家所得が減少し、不安定な経営になっております。このような状況を乗り切るために、収量・品質の向上、生産コストの削減を目標としまして、経営・技術の両面からサポートしてまいりたいと考えております。

具体的には、地域の課題に合わせたモデル部会を25程度設置いたします。内訳は、収量・品質向上対策を早急に講じなければならない緊急的な対策を10部会、省エネ資材や低コスト生産技術の検証・実証を行う中期的対策を13部会、脱石油の取り組みの検証を行う長期的対策が2部会となっております。これらの部会に対しまして、営農支援課と経済連がトータルサポートチームを組織して重点支援を行うとともに、各地域におきましても、JAと普及センターで組織しますエリアサポートチームがあわせて支援することにより、農家の技術力アップとJA指導員の指導力向上を図ってまいりたいと考えております。また、部会でのデータを活用したマニュアルや指針を作成いたしまして、地域全体の農家の所得向上に役立てたいと考えております。

事業期間は21年度から25年度までの5カ年、予算額は715万円を予定しております。

営農支援課は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

続きまして、21ページをお開きください。挑

戦！みやざき施設園芸産地改革事業についてであります。

本事業は、1の目的でございますように、重油価格高騰を受け高コスト構造に陥っております施設園芸の生産構造を、さらなる省エネや新エネルギーへの転換等により、持続的生産が可能な環境に優しい脱石油型農業への転換へ誘導するものであります。

事業内容といたしましては3つの事業により構成されております。まず、①の省エネ化促進支援事業では、さらなる省エネ化を進めるために、2層目の骨材が不要な内張空気膜カーテン等の新しい省エネ施設の導入を支援いたします。次に②の構造転換促進支援事業では、重油を使用しない品目・作型への転換を図るために、作型変更や新規品目の導入のための機械等への導入支援をいたします。さらに、③のクリーン園芸促進支援事業では、環境に優しい新エネルギーを推進するために、バイオマス等を活用した新しい暖房機の実証や、モデル的に導入されております木質ペレット暖房機への燃料供給支援を実施することとしております。

事業期間は平成21年度から23年度の3カ年で、予算額として5,850万円を計上しているところであります。

農産園芸課は以上でございます。

#### ○山本畜産課長 畜産課でございます。

常任委員会資料の23ページ、24ページをごらんください。エコ資源を活かした「宮崎の畜産」創造事業についてでございます。

事業の目的であります。近年、地球温暖化や原油・飼料・肥料価格の高騰、さらには食料自給率など多くの課題に直面する中、本県が有する豊富なバイオマス資源を生かし、資源循環を基本にいたしまして、家畜排せつ物の焼却等

による新エネルギーの開発、食品残渣の再生利用によるエコフィード、家畜排せつ物をベースとした高品質肥料の高度利用、この3つの柱を中心に、畜産経営のコスト削減を進めながら環境に優しい宮崎の畜産を創造することといたしてしております。

具体的な事業内容につきましては、まず、①の新エネルギーの開発事業では、家畜排せつ物の焼却またはメタン発酵による熱、電気、ガス等のエネルギー化のための原材料や収集システムの検討を行うこととしております。また、②の食品リサイクル事業では、パンくずやめん等、食品工場やコンビニエンスストア等から排出されます食品廃棄物のリサイクル利用によるエコフィードの利用促進を図るため、簡易な施設整備とあわせまして、エコブランド創造推進のための飼料給与方式のマニュアル作成、エコ飼料による銘柄豚等のPR支援を行うこととしております。さらに、③の資源循環促進事業では、多様で高品質な肥料の生産を支援するため、家畜排せつ物の焼却灰や剪定花木や腐葉土なども利用した肥料、堆肥の生産など、多様な形態による生産・流通を支援してまいりたいと考えております。

事業期間は平成21年度から23年度の3年間、平成21年度の予算額は720万円を予定いたしております。以上でございます。

#### ○矢方農村計画課長 農村計画課でございます。

委員会資料25ページをお開きください。農業用水の自然エネルギー利活用促進事業についてであります。

まず、1の事業の目的であります。農業用水を自然エネルギーとして利活用を促進するため、マイクロ水力発電のタイプ別の課題検討や技術手引等を作成し、用水路の管理者である土

地改良区等への情報提供や啓発普及を行うものでございます。

次に、2の事業の概要であります。予算額は790万円でありまして、事業期間は平成21年度から22年度を予定いたしております。

また、事業内容につきましては、地形条件や施設の配置、かんがいポンプや電気さくなどの需要施設との接続課題、さらには河川協議の諸手続などを組み合わせ、タイプ別に可能性や技術的課題の検討を行うこととしております。また、検討に当たりましては検討委員会を設置し、専門家からの助言を受けながら県内普及のための課題や技術手引等の検討を行い、これらの成果等を踏まえて、市町村や土地改良区とも連携し、国庫補助事業を活用した施設整備の検討を進めることとしております。

説明は以上でございます。

**○山田漁港漁場整備課長** 漁港漁場整備課でございます。

常任委員会資料の27ページをお開きください。カワハギ量産化技術開発事業についてでございます。

本事業は、養殖業の経営安定を図るため、付加価値の高いカワハギを新たに養殖対象魚種として確立するために技術開発を行い、カワハギ人工種苗の実用化を図るものでございます。

右側の図をごらんください。本県海面養殖業はブリ、カンパチを中心に生産が行われておりますが、価格の低迷や生産コストの増大等により養殖経営は厳しい状況にあります。カワハギ養殖は、販売単価も高く1年で出荷できるなど、生産リスクの小さい魚種として養殖されておりますが、種苗を天然種苗に依存していることから安定生産ができない状況にございます。

このような中で、水産試験場では平成18年度

から基礎的な技術開発に取り組んでまいりましたが、安定的に種苗を提供するためには、採卵方法や種魚期のえさの確保などの課題がございました。このため今回の事業では、これらの課題を解決するために、大量の受精卵を安定的に確保するための親魚種の養成や高品質な受精卵確保技術の開発を行うとともに、小型生物餌料の生産技術を活用して、初期餌料の確保と初期減耗を防止するための技術開発の取り組みを行います。また、生産した種苗につきましては、実際に海上生けすで飼育することで健病性の確認を行うこととしております。これらの量産化技術の開発によりカワハギ種苗の安定供給が可能となり、他魚種との混養による経営の多角化などによりまして養殖業の振興を図ってまいりたいと考えております。

本事業につきましては、平成21年度から25年度までの5カ年事業、21年度の予算につきましては1,200万円を予定しております。以上でございます。

**○山本畜産課長** 常任委員会資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。畜産試験場における精液ストロー紛失事案について御報告いたします。

まず、畜産試験場では精液ストローを用いて、受精卵移植による種雄牛、いわゆる種牛の造成試験や受精卵の生産供給、牛の繁殖に関する試験研究を行っておりまして、これまでに種雄牛候補牛の造成や優良受精卵の供給、さらには地域の受精卵移植技術の向上などに成果を上げております。

事案の概要です。まず、経過でございます。平成19年、一昨年(2017年)の3月4日、職員が、人工授精を行うために、肉用牛科が管理している施設内の保管容器に入っている凍結精液ストローを

使用しようとした際に、一部のストローが紛失しているのを発見いたしました。その後確認したところ、ストローごとに発行されている精液証明書は別の研究棟で保管管理していたために紛失はしていませんでした。職員が別の容器に移している可能性も想定されたために、翌5日から6日にかけて在庫状況の確認と職員への聞き取り等調査いたしましたけれども、盗難の可能性が高いと判断をいたしまして、翌7日に小林警察署に被害届を提出いたしました。その際に、公表によりまして証拠隠滅など捜査に支障が出るおそれもあることから、非公表と判断をいたしました。

被害届の内容ですが、当時、試験研究用として保管しておりました約3,800本の精液ストローのうち、本県の代表的な複数の種雄牛の精液ストロー143本の盗難、被害額としては購入価格で約65万円でございます。

再発防止策等ですが、事件の発生後、直ちに試験研究用精液ストローを別途、遺伝資源を保管している保管施設に移動するとともに、二重施錠の実施や警報システムの設置など防犯対策をさらに強化し、職員に対しては危機管理意識の啓発強化を実施いたしております。また、県域と地域の関係機関・団体等へ概要を説明いたしますとともに、農林水産省や全国域の関係団体にも協力を要請いたしております。

なお、参考に記載しておりますように、家畜改良増殖法によりまして、精液証明書が添付されていない精液を譲渡することや人工授精することは禁止されておまして、生産された子牛の登記もできないことになっております。

次のページをごらんください。上の写真は同型の精液保管用のボンベでございます。中にマイナス196度の液体窒素が充てんされておまし

て、この中で凍結保管をされております。下の写真は精液ストローの見本であります。

最後になりますけれども、試験研究に使用する貴重な精液ストローを、県の施設が管理の不備もございまして紛失をいたしまして、生産者の皆様や関係者の皆様に多大な御心配や御迷惑をおかけすることになり、大変申しわけなく思っております。今後二度とこのようなことがないように再発防止に万全を期してまいりたいと存じます。以上でございます。

**○矢方農村計画課長** 農村計画課でございます。

委員会資料31ページをお開きください。県営畑地帯総合整備事業 尾鈴北第1地区及び尾鈴北第2地区についてであります。

まず初めに、事業の位置関係を33ページの位置図にて説明を申し上げます。33ページをお開きください。黄色で塗られているのが国営事業の全体の受益地でございます。国営事業によりダムや幹線水路などの基幹施設を整備し、その末端のかんがい施設を県営事業により整備する計画であります。県営事業につきましては、緑色で囲った区域が尾鈴北第1地区であり、さらにその中に黒色で囲った区域が、過去に畑地かんがい施設を整備された旧唐瀬原土地改良区の区域であります。また、その下の青色で囲った区域が、事業採択に向けて現在同意徴集が進められている尾鈴北第2地区であります。なお、これ以外の受益地につきましても、今後、県営事業で事業実施を行う計画でございます。

それでは、31ページにお戻りいただきます。1の事業の概要として、まず、1)の国営事業についてであります。事業に至った経緯につきましては、②にありますように、過去に整備した旧唐瀬原土地改良区域の畑かん施設が老朽化し、周辺区域での水利用の要望や将来の地域農

業の振興のため、区域を拡大して国営事業が計画されました。事業の概要は①のとおりでありまして、平成23年度の完成予定であります。

次に、2)の県営畑地帯総合整備事業 尾鈴北第1地区についてであります。事業の概要は①のとおりでありまして、新たに整備された施設を使用して146ヘクタールの区域で既に水利用が始まっております。

また、3)の尾鈴北第2地区につきましては、事業の概要は①のとおりでありまして、②にありますように、現在、地元において土地改良法に基づく同意徴集中でありまして、一定以上の同意が上がった段階で施行申請が県に提出される予定であります。

32ページをごらんください。2の最近の動きといたしましては、まず、1)の新たな賦課方式の決定であります。地域農業の振興と優良農地の確保を図るため、高齢農家等も安心して事業に参加できる開閉栓方式を、尾鈴北第1土地改良区が本年3月3日の総代会で議決したところであります。

次に、2)の請願の提出についてであります。事業に反対の一部の受益農家から事業中止等を求める請願が、本年3月17日に県に提出されたところであります。請願の趣旨といたしましては、尾鈴北第1地区が、事業の中止と、都農町篠別府地区を設立予定の尾鈴土地改良区に編入しないことであり、また、尾鈴北第2地区が、事業の中止と尾鈴畑かん事業の計画変更であります。

3の今後の対応といたしまして、尾鈴地域は県下有数の畑作農業地域であり、県や関係町の基幹産業である農業振興のためには畑地かんがい施設の整備は必要であると考えておりまして、事業実施に当たりましては、申請人を初め受益

農家、関係町及び土地改良区の意向等を把握した上で対応していく考えであります。

1)の尾鈴北第1地区につきましては、新たな賦課方法の地元説明会を実施いたしてしておりまして、今後、個々の受益農家の意向を調査して、その結果や土地改良区及び関係町の考え、さらには、一部地域で既に水利用が始まっていることなどを踏まえて適切な事業実施を図っていく考えであります。

また、2)の尾鈴北第2地区につきましては、申請人を初め受益農家の意向や川南町の考えなどを十分把握した上での対応が必要でありまして、事業施行申請書が提出された段階において、同意状況等も踏まえ適切に対応する考えでございます。

続きまして、36ページをお開きください。測量業務における地域要件等の見直しについてであります。なお、34ページと35ページの公共事業における経済・雇用緊急対策につきましては、先ほど環境森林部から説明が行われたとお聞きしておりますので、説明は省略いたします。

まず、1の目的であります。建設関連業務のうち、特に最低制限価格付近での入札やくじの発生が多い測量業務について、入札状況の緩和を図るため、地域要件等の見直しを行うことといたしました。見直しの内容であります。2の見直し後にありますように、予定価格による発注区分を3から4に見直し、地域要件のブロック割を、100万円以上200万円未満の測量を7ブロックに、500万円以上1,000万円未満の測量及び用地測量などを3ブロックに見直したところでございます。

説明は以上でございます。

○山田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

常任委員会資料の37ページをお開きください。先週、新たな河川でKHV（コイヘルペスウイルス）病の発生が確認されましたので、御報告いたします。

4月16日に、小丸川水系の宮田川で死んでいるコイを発見したと県に連絡がございました。県では、回収したコイを水産試験場で第1次診断を行い、翌日の17日に陽性との診断が出されたため、対応マニュアルに沿って危機管理対策本部及び防疫対策会議を開催し、その後の対応を協議いたしました。その後、水産試験場での診断で確定したことから、関係機関へ連絡を行ったところでございます。18日以降につきましても、2に示しておりますとおり、国、県、町で連携いたしまして、蔓延防止のために宮田川を中心に巡回、回収、焼却処分を行っております。

ところで、KHV病につきましては、右のページに概要を示しておりますので、後ほどお目直しをお願いいたします。

右のページの一番下に、これまでの河川でのコイの回収状況を示しております。これまで発症が確認されました河川は、一ツ瀬川、大淀川、耳川、五十鈴川及び川内川の5河川で、今回の確認によりまして本県での発生は6河川となっております。小丸川での回収状況ですけれども、昨日の22日現在で32尾となっております。

今後の取り組みにつきましては、左のページの3に示しておりますとおり、今後とも国、県、町と連携して、河川の巡回及びへい死したコイの回収処分によりまして蔓延防止に努めますとともに、風評被害防止のために、右のページの2に示しております、県民の皆様への正しい理解と対応につきまして周知に努めたいと考えております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○**外山衛委員長** 執行部の説明が終わりましたが、質疑がございましたらお願いいたします。

○**十屋委員** 29ページの精液ストローの盗難についてですが、一番最後にありますように、精液証明がないと子牛は登録できないということになっておりますけれども、3年前ですから、もう子牛として出てくる段階ですよ。そのときに精液証明書が添付されないという確たる部（課）としての考え方、証拠と言ったらおかしいですけど、そういうものがあるんですか。

○**山本畜産課長** これは家畜改良増殖法の規定でそういうことになっておりまして、罰則規定もあるわけですが、ストロー1本に1枚の精液証明書が基本的にはずっとついて回ることになっておりまして、先ほども申し上げましたように精液証明書そのものは畜産試験場で別途保管をいたしておりましたので、ストローだけが盗まれたという形になっております。ストローだけを用いて子牛の生産に使うとしても、先ほど言いましたように正規のルートでの正式な登録、登記というものはできないと私どもは判断しております。

○**十屋委員** 今、御答弁あったように正規のルートではできない。素人考えからすると、ストローを獣医師さんが種つけするんでしょうけれども、個人的にそういう技術を持っていらっしゃる方もいると思うんです。とる人は故意にとるわけでしょうから、そういうもので種つけをすることは現実的にはあり得るわけですか。正規のルートではなくて。

○**山本畜産課長** 正規、非正規、いろいろ言葉の使い方があると思いますけれども、技術的には、獣医師とおっしゃいましたけれども、資格を持った家畜人工授精師が一般的には精液の取

り扱い、それから人工授精をやります。授精そのものは、ある一定の技術があればできますし、場合によっては資格がなくても、自分の家畜であれば授精することは可能でございます。

**○十屋委員** 通常、種つけする場合に、人工授精師はこれをどんなふうに移動されるのか。県の宝ですから、可能性として、これが別なルートで使われて、結果として肉質がよくなるわけですよね。そういうときに宮崎県の畜産に与える打撃というのは大きくなると思うんですが、その運び方と、全くその心配はないのかというあたりをどのようにお考えかお聞かせいただけますか。

**○山本畜産課長** 運び方につきましては、先ほど資料の写真で御説明いたしましたけれども、一般的に家畜人工授精師と言われる方々は、自分の車にポンベを積んで移動して、畜産農家に行って人工授精をする形をとっております。ある程度専門的な知識や、特別な専用容器、中に充てんする液体窒素がないと、外に持ち運んだり移動させることは基本的にはできないということでございます。

それから、一昨年、全共で日本一の名声を得たわけですが、みやざきブランドへの影響ということでございます。先ほど申しましたように正式な形での登録はできないということでございますので、影響が全くないとは申しませんが、直接的な影響は少ないと思っております。今後の捜査の状況等にもよりますが、原因をしっかりと究明して、解決に向けて私どももいろいろと努力をしていかなきゃいけない部分はありますけれども、万が一県外に流出しているような状況があれば、遺伝子レベルのDNAでの親子鑑定もできますので、そういった形で遡及と申しますか追跡をしていって、

当該県の方々とも調査等させていただいて、最終的には追跡をしていく形をとっていかうと思っております。

**○緒嶋委員** 143本のストローが盗難に遭ったというのは、本当に遺憾なことで、この管理の問題が問われるし、今後こういうことが起こっちゃいかんのですが、さっきの説明の中で、遺伝資源というのがあって改良が進むわけですね。そういうものの保管量というのは相当多いと聞いておるんですけれども、畜産試験場ではどのくらいあるんですか。

**○荒武畜産試験場長** 遺伝資源でございますけれども、将来に向けての改良のもとになるということで、各地の試験場を通して保管するという役割を担っております。現在のところ約180種の種雄牛につきまして約5万点の遺伝資源を保管しておるところでございます。

**○緒嶋委員** どこに保管しておるか聞けば、また盗難に遭うかもわかりませんが、保管が完璧なのかどうか、こういうのも含めてですね。そういうのが危惧されるわけですが、そこはどうですか。

**○荒武畜産試験場長** 遺伝資源の保管場所でございますけれども、二重施錠した部屋に保管しております。ただ、今回の事案がありましたものですから、さらに警報システムを導入して防犯対策の追加をしているところでございます。

**○緒嶋委員** 私は登録協会にも関係しておるんですけれども、こういうものをしっかりしないと、こういう改良というのも競争の世界なんですよね。畜産振興のためにも大変重要な問題なわけですが、今後は保管については——明確にどこと言われましたが、これ以上は聞きませんが——大丈夫だというようなものを、それこそ安全・安心というか、保管については絶

対問題ないといふとこまでいかんと、ストローについてもそういうものがびしゃっとしてなかったといふことで盗難に遭ったわけだ。そういうことについては完璧を期さなければならぬわけだが、そのあたりは十分対応はできておるわけだ。

**○荒武畜産試験場長** 今回の事案につきまして、畜産農家なり県民の皆様に対して大変な迷惑をかけておまして、大変反省をしておるところでございます。二度とこのようなことが起こらないように、再発防止策については今後も万全を期していきたいと考えております。

**○緒嶋委員** もう一つは、捜査上の支障があつてはならないといふ気持ちはわかりますけれども、公表がこれだけおくれでいいのかといふ気もするわけだ。場合によっては迷宮入りといふか、「どこに行ったかわかりませんでした」で終わるんじゃないか——これは失礼な言い方かもしれないけれども、そういう気もするわけだ。こういうものの対応が、公表を含めて適切であつたのかどうかといふ問題については、部長はどういうふうにご考えておられますか。

**○伊藤農政水産部長** 御指摘のとおりでございます。一部マスコミで隠ぺいとかいふ話が出ていますけれども、我々としては、わかつてすぐ内部調査をして警察に被害届を出しました。先ほどから説明しておりますように、専門的な知識を有する人でないと関与できないような状況があつたと思ふんです。だから、限られた人間だといふ判断のもとに、犯人捜しといひますか、警察に届け出をしまして、そんなに時間はかからないといふ判断をしておりました。この辺が甘かつたのかもしれないけれども。犯人がわかれば、そこで即公表というスタンスで来たわけですが、結果的に2年間もかかっ

てしまったといふことで、その点については我々も、どの段階で公表するかと、警察との関係も当然ございましたけれども、延び延びになってタイミングを失ってしまった。そういう面では大いに我々も反省をしております。正直言ひまして。ただ、今申し上げましたように、あくまでも隠して云々といふことは全く考えていなかったといふところだけは御理解を賜りたいと思ひます。

**○鳥飼委員** 2点ほどお尋ねしたいと思ひます。一つは今の問題なんですが、精液の採取はどこでされているのでしょうか。

**○山本畜産課長** 宮崎県の場合は、高鍋町にあります社団法人宮崎県家畜改良事業団といふところに今、約62頭の種雄牛がおりますけれども、そこで定期的に精液の採取を行つております。

**○鳥飼委員** 30ページの上段にあるボンベですけど、大きさと、何本ぐらい管理をしておられるのか。移送の問題も含めて、簡単で結構ですので御説明をお願いします。

**○荒武畜産試験場長** 「20」といふのが容量でございます。20リッターの液体窒素が入るといふ意味でございます。液体窒素の比重は0.8ですので、ボンベの重さは約20キロでございます。この中にキャニスターといふ精液を小分けして入れる容器がありまして、それが6個入ることになっております。最大で600本ほど入ることになります。

**○鳥飼委員** そうしますと、移送の場合もこれを使ってといふことでいいのでしょうか。

**○荒武畜産試験場長** 移送もこれを使って行ひます。

**○鳥飼委員** そうしますと、この中に6個で600本ですから、3分の1が紛失をしていたといふことだろうと思ふんですが、管理する施設とい

うのは管理棟なんでしょうか。それとも、いろいろ施設がございますけれども、奥のほうになるんでしょうか。

○荒武畜産試験場長 紛失したストローには、600本ではなくて約350本入っておりました。保管しておいた場所ですけれども、当時の肉用牛科の牛舎に附帯しておる施設の中に保管しておりました。

○鳥飼委員 これまでは管理の責任者はどなたになっておられたんでしょうか。

○荒武畜産試験場長 試験場では牛舎ごとに管理者を決めておまして、研究員の当時の科長が責任者でございます。

○鳥飼委員 私が心配するのは、御案内のとおり現業職員の方の任用がえというのが行われまして、非常勤の方が外部からたくさん来られたりして、飲酒運転とかありましたけれども、それはさておいて、そういう面で管理する体制が低くなっていたんじゃないかなという感じもしまして——これは県全体の問題でもあるんですけども、宮崎県の畜産を引っ張っている試験場ですから、そういう要員の体制をもう一回見直していくべきではないかという気がいたしますので、そういうところを申し上げたところでございます。

これは200度ということですから、取り出すときも手袋か何かをつけて、持って帰るときもこういうものということになるだろうと思うんです。ですから、盗難自体もかなり困難性があると、有効的に活用するためにはこういうものが要ると。ただ中身だけ持って帰ると使えなくなってしまうということがあるわけで、考えられることとしては、今まで緒嶋委員等から出されたとおりでないんですけども、そうすると不可解な点はかなりあるかなという気がいたしております。

す。これはここで終わります。時間がございませんので。

宮崎の農業のあり方ということでお聞きしたいんですけども、21、22ページに挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業というのがありまして、22ページの図に①新しい省エネルギー設備の導入、②重油を使用しない品目・作型転換とございます。適地適作と申しますか適期適作で農業はやられてきたと思うんです。施設園芸で施設を強化してきた、そこに重油が入ってきたということですが、今後、重油を使用しない品目・作型転換ということになりますと、冬春ピーマンが夏秋産になるというようなことがありますよね。そうするとほかの産地との競合が出てくるわけですけれども、そこらあたりはどんなふうにご検討おられるのかお尋ねしたいと思います。

○郡司農産園芸課長 施設園芸は本県の看板の一つの作物ということで、この温暖な気候を使いながらこれまで発展してきたところであります。ここに「重油を使用しない品目・作型転換」とありますけれども、大前提として、さらなる省エネ化を進める中で、施設園芸も柱としてしっかり伸ばしていくという考えがまずあります。しかし、その中でも、施設園芸等にずっと取り組むのが困難な方もおられますので、そういう方については、重油を余り使用しない品目への転換とか、新しい品目導入をモデルとして提案していこうということで、この事業は組まれているところです。

この事例の中にありますように、ハウスの場合は裏作が作付されていないという状況もありますので、夏秋ピーマンと、ここでは新たに水田ゴボウが事例として上がっておりますが、ということでトータルとして生産農家の所得を

確保していくという考え方です。御指摘がございましたように、ただつくるということだけではなくて、しっかり売り先、行き先があるような形の品目を十分検討しながらモデル展開については検討していく必要があると考えております。

**○鳥飼委員** 最後にします。重油というのは、去年の値上がりの中でこういうのが出てきたと思うんですけれども、温暖化の問題もありますし、1カ月ぐらい前に季節が転んでいるんじゃないか。早場米についても不作があったように、作付の時期についても考えていく必要があるんじゃないかという気がするわけです。それぞれ農家で作物が決まっているでしょうからなかなか難しいと思うんですけれども、こういう温暖化なりエネルギーの問題等含めて、宮崎県の農業をどういうふうに進めようとしておられるのか、部長にお尋ねしたいと思います。

**○伊藤農政水産部長** まさに今、地球温暖化含めて、エネルギー関係、特に燃油あるいは配合飼料価格も上がっているということで、施設園芸あるいは畜産を中心とした本県農業をどう今後展開するかという中で、温暖化の影響は非常にあると思っています。御案内だと思いますけれども、昨年6月、試験場の中に温暖化研究センターを設置させていただきました。まさに委員のほうからお話がありました、米への影響、早期水稲あるいは普通期への影響。御案内のとおり、本県でつくったひのひかりが腹白で、野温が高過ぎて一等米が少ないという影響が出てきています。そこあたりをもう一回研究センターのほうで分析しながら、品種の選定等含めてどう対応していくか。あるいは脱石油ということで、木質ペレットあるいはブロイラー鶏ふんを暖房用として使えないか、これは試験が始まっ

ています。省エネ対策を含めてそういった取り組みをやりながら、宮崎の農業をできるだけ資源循環型の方向の中でコストも下げられるように今後はしていく、最終的には農家の所得を少しでもふやしていく、そういう方向で展開していけたらというふうに思っています。

**○凶師委員** 私も精液ストローの件について1～2点お伺いしたいんですが、まず、事案発生後、我々のほうに情報が伝達されるまでに非常に時間がかかって、その内容としては捜査に支障が生じるという判断ということだったんですが、非常に残念なのは、この情報が我々に伝わったのが、マスコミを通じてからが先だったということでもあります。

お聞きしたいのは、この事案発生後、情報伝達がどのような経路で担当課から上がり、部長のところに行き、そして知事まで伝わっていったのか、そのあたりの流れがわかれば教えてください。

**○山本畜産課長** 先ほど説明いたしましたように、発生が3月4日でございますが、警察に被害届を出した3月7日に、当時の農政水産部長に報告して協議をしているということでございます。そのときに知事へ報告する案件だという判断をしなかったと聞いております。実際に知事に報告したのは、同じ年の11月8日に畜産課長が報告をしていると聞いております。

**○凶師委員** 知事報告が11月8日になった理由というのはどこにあるのでしょうか。

**○山本畜産課長** 当時の課長に確認しましたところ、詳細については申し上げられませんが、捜査の進展につながるような可能性のある情報があったということで、比較的、その後の早い時期に事件が解決するような判断をしたということで、知事に御報告をしたと聞いてお

ります。

**○函師委員** そのときに知事には詳細報告があったということですから、その後、さらに非公開を続けられて、我々への報告もなかったということは、知事の判断でそうされた、知事の指示でそうされていたというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○山本畜産課長** 知事に報告をいたしまして、報告が大分遅いということで、知事からは直ちに報告をするように、再発防止の徹底ということで指示を受けておりますけれども、捜査の関係があって支障があるということで公表しておりませんという御説明はさせていただいたと聞いております。

**○函師委員** 知事の判断で公表を控えておったと理解してよろしいですね。

**○山本畜産課長** 具体的にどのようなやりとりがあったか、私も詳細に聞いておりませんが、一応報告をさせていただいて、先ほど言いましたような指示があったという内容しか聞いておりませんので、これ以上は申し上げられません。

**○函師委員** そこは知事に直接聞くことだと思いますが。

この件が今回、マスコミから我々に情報が入ったということは、ある程度捜査のほうが進展して幕引きが近づいているからこそ、マスコミのほうにまず情報が流れたと理解してよろしいのでしょうか。

**○伊藤農政水産部長** マスコミのほうからある日突然、私の部屋に来られまして、「ストローの件ですが」と、「それはどこからの情報ですか」と私は聞きました。言いません、はっきり言って。そういう関係で、どこからそういう情報が出ているかというのは教えていただけません。

どこかから行っているとは思うんですけども、ある日突然、あるマスコミの記者が部長室に来られて、そういう話からスタートしたということございまして、そこはちょっと確認できませんでした。

**○函師委員** 申し上げたいのは、情報の伝達がおくれればおくれるほど、情報の公開が遅くなればなるほど、緒嶋委員も言われましたが、いろんな憶測を呼ぶわけです。これはどこまでの犯罪性があるのか、今後もどこでそういう精液が使われるのかの追跡まで非常に根深くなっていく問題でありますから、そういう体質と申しますか、部長に情報が上がってくるまでの流れをもう一回きちっと整備していただきたいと思っております。

**○伊藤農政水産部長** おっしゃるとおりでございます。その辺の情報の管理なり処理、あるいは知事、副知事への報告を、ほうれんそうじゃないんですけれども、きちっとやっていくように、内部的にも体制を整備していきたいと思えますし、現にさせていただいていると思っております。抜けないようにやっていきたいと思っております。

**○函師委員** 尾鈴畑かんの件でお伺いしたいと思いますが、この事業につきましてもマスコミで数多く取り上げられておりますが、私も、地元の案件でありますし、生産者、受益者の方からは再三呼び出しがあって、この事業内容についての説明を求められることがあります。現在、北第1のほうでは説明会が随時行われておりますけれども、その説明会の出席率等を把握されておれば教えてください。

**○西農村整備課長** 川南町のほうで、4月13日から4月22日までの6日間にわたりまして3班体制で説明会を実施させていただいております。

対象者397名のうち出席者112名ということで、約3割弱の出席になっております。以上でございます。

**○函師委員** その説明会の出席者のうち、おおむね推進の方々が出席されているとも聞かれますが、今回の事業についての将来的な不安を訴えられる生産者も少なくありませんで、もっともの不安というのが負担金の問題であります。今回、開閉栓方式の導入等が土地改良区のほうでも十分検討されておるようなんですが、今後この方式を導入されて受益者の理解が得られると私も信じたいところではあります。その中の一つの不安要素でもあります負担金の内容ですが、現在のところは、水利用したときのみ、開閉栓を開いたときのみ負担金プラス、水路なりダムの維持管理費の案分というのが受益者への負担になると思うんです。現在は都農町、川南町のほうでもその負担軽減のための財政措置をされておるようなんですが、それが永続的に続くという保証はどこにもありませんで、10年後、20年後この負担がどのようになっていくのかが、受益者の方の今最も大きい不安材料じゃないでしょうか。そのあたりについて担当課なり農林振興局等はどのような説明をされておるか教えてください。

**○西農村整備課長** 現在のところ、尾鈴北第1土地改良区のほうで経常賦課金を普通畑とお茶等で仕分けをしてございまして、普通畑につきましては10アール当たり1,400円、お茶につきましては3,400円という形で賦課金徴収をされてございます。今後、ほかの地区での国営事業等の賦課金を勘案して今後の賦課金を検討されるとお聞きしております。以上でございます。

**○函師委員** 私の理解不足であれば申しわけないんですが、今の説明いただいた金額には、水

利用以外の、先ほど言った水路なりダムの維持補修の負担金、案分金も入っていると理解してよろしいのでしょうか。

**○西農村整備課長** 先ほど申しました件につきましては、ダムとか基幹的な部分は入っておりません。

**○函師委員** その金額等が付加された金額はいつぐらいに提示できるのでしょうか。

**○西農村整備課長** 現在のところ、国営全体受益を含めました土地改良区設立の準備を進めておりまして、そういう中で今後検討されていくというふうにお聞きしております。

**○函師委員** 同意率ほどの使用率になってくれば、必然的に算出も可能かと思うんですが、現在の反対の方々の動きも勘案しますと、必ずしも同意率85%弱ぐらいの使用につながるの厳しいのかなという気はしております。町のほうとしても条例整備してその負担金を軽減する策はとっておりますが、関係町も財政が豊かなところはありますので、県のほうの迅速な判断と、また土地改良区並びに振興局との連携を非常に期待しておられますので、受益者のためにも「安心した利用ができるんですよ」という説明ができるような努力もしていただきたいと思っております。

私も今後も生産者の声をどんどんこの委員会には届けてまいりたいと思っておりますので、一緒に頑張っていきたいと思っております。

**○外山衛委員長** それでは、以上をもちまして農政水産部を終わります。

執行部の皆様には御苦労さまでございました。暫時休憩をいたします。

午後0時13分休憩

---

午後0時14分再開

○外山衛委員長 それでは、委員会を再開いたします。

4月16日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の「委員長会議確認事項」とおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。時間の都合もございますので、主な事項についてのみ御説明いたします。

まず、1ページの(5)の「閉会中の常任委員会」についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合、あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適時委員会を開催するものであります。

なお、原則として1回以上開催することにつきましては、報告事項等がない場合には委員会を開催しないこともあり得るという趣旨であります。

次に、2ページの(8)の「常任委員長報告の修正申し入れ及び署名」についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページの(12)の「調査等」についてであります。まず、アの県内調査についてであります。3点ございます。1点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、「後日、回答する旨等の約束はしない」ということであります。2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものであります。3点

目は、県内調査ではありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

最後に、ウの国等への陳情につきましては、必要に応じて、所管する事項について関係省庁等に行うというものであります。

その他の事項につきましても目を通していただきたいと存じます。

皆様には、確認事項に基づき委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

午後0時17分休憩

---

午後0時17分再開

○外山衛委員長 委員会を再開いたします。

今年度の委員会調査など活動計画案について、書記に説明させます。

○本田書記 それでは、平成21年度環境農林水産常任委員会の活動計画について御説明いたします。

お手元にお配りいたしております「平成21年度環境農林水産常任委員会調査等活動計画(案)」をごらんください。まず、県内調査についてであります。本年度も県内を県北、県南の2地区に分け実施するものとし、県北地区は5月20日(火曜日)から21日(木曜日)に、県南地区は6月2日(火曜日)から3日(水曜日)に、いずれも1泊2日で実施する予定であります。

次に、県外調査についてであります。本年度は8月19日(水曜日)から21日(金曜日)に

2泊3日で実施する予定であります。

次に、閉会中の委員会についてであります。7月22日（水曜日）、11月9日（月曜日）及び1月25日（月曜日）を予定日とし、内容等については直前の定例会中の委員会で確認する予定であります。

最後に、国等への陳情についてであります。陳情は、必要に応じて所管する部局の陳情項目を関係する省庁等に対し行う予定としておりますので、よろしく願いいたします。

委員会活動計画については以上であります。

○外山衛委員長 書記の説明が終わりました。

活動計画案にありますとおり、県内調査を5月20日から21日、6月2日から3日の日程で実施する予定であります。日程の都合もありますので、調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として「平成21年度 環境農林水産常任委員会 調査候補地」を配付いたしております。この資料を含めまして調査先等につきまして何か御意見、御要望がありましたらお出しいただきたいと思います。また、県外調査につきましても何か御意見、御要望がございましたらば、あわせてお伺いしたいと思います。

○鳥飼委員 農業法人と集落営農をぜひ、どこか取り組んでいるところがあれば。それと農商工連携を入れていただくとありがたい。

○外山衛委員長 そのほか何かありませんか。

それでは、県内調査の日程、調査先等につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 それでは、そのようにさせて

いただきます。

その他何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○外山衛委員長 何もないようですので、本日の委員会を終了いたします。

以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後0時23分閉会